

# 【希望苑入所に係る利用料金について】

令和3年10月1日 現在

特別養護老人ホーム希望苑 利用料金合計額1か月分(31日換算)の目安です

現在の介護度・負担限度額認定・自己負担割合を元に  
下記の表で該当する金額をご確認下さい

	1段階	2段階	3段階 ①	3段階 ②	4段階	2割負担	3割負担
介護度1	35,763円	50,023円	58,083円	80,093円	110,783円	134,746円	158,709円
介護度2	38,274円	52,534円	60,594円	82,604円	113,294円	139,976円	166,242円
介護度3	40,878円	55,138円	63,198円	85,208円	115,898円	144,976円	174,054円
介護度4	43,389円	57,649円	65,709円	87,719円	118,409円	149,998円	181,587円
介護度5	45,869円	60,129円	68,189円	90,199円	120,889円	154,958円	189,027円

次ページの各費用・加算詳細(①②④⑤)の合計額です(③の加算は含まず)  
※生活保護受給等の場合は計算が異なりますので相談員よりご説明します

- ※ご利用料金の負担割合は、介護保険負担割合証に記載の割合となります(提出がない場合には対象外)
- ※食事・居住費の負担は、介護保険負担限度額認定証の記載内容となります(提出がない場合には対象外)
- ※施設の体制、職員配置、ご利用者の状況への対応等が加算要件により、個別に料金が発生します
- ※その他、個別にご希望されたサービスなど、実費を頂く場合があります
- ※◎は、一定の皆様にかかり、○は個別状況、状態で算定される内容です
- ※上記の内容は公示の介護保険単位を用い、加算毎に円に換算しており、実際の請求額とは異なります
- ※厚生労働省、横浜市等、公示の料金、介護保険単位、地域区分等料金等の変更に伴い、予告なく利用料金、加算算定等を変更する場合がございます。

## ① 介護サービス費用

要介護度	1日あたり	月額1割負担	月額2割負担	月額3割負担
介護度1	682 円	21,142 円	42,284 円	63,426 円
介護度2	763 円	23,653 円	47,306 円	70,959 円
介護度3	847 円	26,257 円	52,514 円	78,771 円
介護度4	928 円	28,768 円	57,536 円	86,304 円
介護度5	1,008 円	31,248 円	62,496 円	93,744 円

## ② 施設の体制・職員配置・対応などにかかわる加算

加算項目	加算額	内 容	
日常生活継続支援	43 円/日額	重度のご利用者の入所を積極的に受け入れ、且つ、介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置	◎
看護体制 (I)	5 円/日額	常勤の看護師の配置	◎
看護体制加算 (II)	10 円/日額	基準を上回る看護職員の配置	◎
夜勤職員配置 (III) ロ	19 円/日額	夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置 喀痰吸引資格職員を配置	◎
個別機能訓練 (I)	14 円/日額	常勤専従の機能訓練指導員配置、計画作成と計画に基づき機能訓練の実施、3か月に一度以上の頻度で内容の説明等	◎
個別機能訓練 (II)	24 円/月額	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出、フィードバックを受ける	○
ADL維持等 (I)	36 円/月額	日常生活動作 (ADL) をバーセルインデックスという、指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合	○
ADL維持等 (II)	60 円/月額	ADL維持等加算 (I) 算定要件を全て満たし、算定日の属する月に ADL 値を測定し、厚生労働省に提出	○
介護職員処遇改善 (I)	8.30%	利用にかかる介護サービス単位の総合計の 8.3%	◎
介護職員特定処遇改善 (I)	2.70%	利用にかかる介護サービス単位の総合計の 2.7%	◎
褥瘡マネジメント (I)	4 円/日額	褥瘡発生を予防、褥瘡発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合	○
褥瘡マネジメント (II)	13 円/日額	褥瘡発生リスクの高い方に対する発生がない	○
自立支援促進	357 円/月額	医師が自立支援に係る評価を施設入所時に行い、6か月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること	○
科学的介護推進体制 (I)	48 円/月額	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症、その他の入所者状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出	○
科学的介護推進体制 (II)	59 円/月額	入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚労省へ提出	○
排せつ支援加算 (I)	12 円/月額	排泄に関わる計画と評価・見直し・厚労省への報告等	○
排せつ支援加算 (II)	18 円/月額	(I) の状況が現状維持以上	○
排せつ支援加算 (III)	24 円/月額	(I) (II) の状況が改善	○

◎の合計が月額 (31日分) の目安 1割負担で 2,821 円 2割負担で 5,642 円 3割負担で 8,463 円  
但し、○の算定に該当する場合で金額の追加あり

### ③ その他、状況、状態に応じて発生する加算算定項目など

療養食	7 円/食数	医師の指示に基づく療養食の提供を行う場合	○
外泊時費用	293 円/日額	入院・外泊当日と帰苑を除く 6 日間（部屋代は 1,020 円）	○
経口維持（Ⅰ）	476 円/月額	誤嚥等により医師の指示にて多職種で経口維持計画を作成し管理 栄養士による食事提供（Ⅰ・Ⅱ）は会議参加要件	○
経口維持（Ⅱ）	119 円/月額		○
口腔衛生管理（Ⅰ）	107 円/月額	歯科医の指示で歯科衛生士による口腔ケアを月 2 回以上等	○
口腔衛生管理（Ⅱ）	131 円/月額	上記の内容を厚労省に報告等	○
若年性認知症入所者受入	143 円/日額	65 歳以下で若年性認知症との診断されている方への介護	○
配置医師緊急時対応	773 円/日額	協力病院、配置医等が早朝、夜間に施設を訪問し診療	○
	1,547 円/日額	協力病院、配置医等が深夜に施設を訪問し診療	○
看取り介護（Ⅱ） ※希望苑看取り介護指針 に則り看取り介護対象者	86 円/日額	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	○
	171 円/日額	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	○
	928 円/日額	死亡日前日及び前々日	○
	1,880 円/日額	死亡日	○

※加算額の円換算は、介護職員処遇改善(Ⅰ)+介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)を含めています

### ④ その他負担する費用

預り金管理費	2,500 円/月額	金銭管理、病院、薬局、郵便物、各種支払代行手数料等	◎
行事・クラブ参加費	実 費	各種行事・クラブ・喫茶などの参加費・材料費など	○
理・美容に関わる費用	実 費	理容 1,500 円～、顔そり 300 円 美容 5,000 円～	○
日用品費	実 費	個人の購入する物の費用、日用品、医療費、服薬など	○
電気使用料金	10 円/日額	TV、ラジオなど持ち込みの家電の電気使用料金（1 台毎）	○
送迎に関わる費用	実 費	私的な外出、協力病院以外の通院などの送迎に関わる費用	○
予防接種に関わる費用	予防接種の実費、市町村によって補助金あり（手続きはご家族となります）		○

※介護用品に関わる費用はサービス費に含まれています

※経管栄養及び喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担になります

### ⑤ 介護保険以外に関わる費用（※介護保険負担限度額認定証がない場合 第 4 段階）

区 分	食費 1 日(31 日)	居住費 1 日(31 日)	合計 1 日(31 日)	課税区分・収入などの基準	
第 1 段階	300(9,300)	0	300 (9,300)	生活保護受給	
第 2 段階	390 (12,090)	370(11,470)	760(23,560)	市世帯 税全 員が 課税	年金収入額等が 80 万円以下の方 預貯金 650 万円（夫婦 1650 万円）以下
第 3 段階①	650(20,150)		1,020(31,620)		年金収入額等が 120 万円以下の方 預貯金 550 万円（夫婦 1550 万円）以下
第 3 段階②	1,360(42,160)		1,730(53,630)		年金収入額等が 120 万円以上の方 預貯金 500 万円（夫婦 1500 万円）以下
第 4 段階	1,700 (52,700)	1,020(31,620)	2,720(84,320)	市民税課税世帯 上記以外	

※介護保険負担限度額の段階の適応には、所得と単身又は夫婦の預貯金が関係します